

奈良県児童扶養手当システム用電子計算機器（サーバ）等の 借り入れに係る仕様書

1 調達目的

令和5年9月30日で奈良県児童扶養手当システム用電子計算機器（サーバ）等の借入期間が終了することから、引き続き電算業務を支障なく運用できるよう、電子計算機器等（以下「新電子計算機器」）を、調達するものである。

2 積算前提

別紙「入札説明書」項番2(3)のとおり30ヶ月リースを予定しているため、機器一式については、その前提でリース料率を加算すること。

本仕様書による積算として、月額リース料を原則30ヶ月間同額とするため、機器の設置等導入にかかる経費・本契約により借り入れる機器の撤去にかかる経費および保守経費は均一月額として算出すること（無償保証期間がある場合もこの旨考慮すること）。

3 履行義務者

受注者は、物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目「01」の「賃貸業務」登録業者とし、保守についても同様である。

そのため受注者は、必要あれば保守業者等と再委託契約を締結する義務を負うが、発注者に対しては受注者が責任を負う。納入機器製造者にかかる事由であっても、製造者の如何に関わらず、最終責任を負うのは受注者である。

再委託契約については、事前に発注者の承諾を得ることを要するが、上記した他業者による保守が必要な場合以外は、原則として認めない。また、再々委託契約は一切認めない。

4 調達する新電子計算機器の仕様

- ① 新電子計算機器の仕様及び台数は別紙機器明細のとおりとする。
- ② 納入する機器のすべてについて、接続し動作させるために必要な部品等については、仕様書への記載の有無にかかわらず、すべて納入すること。
- ③ サーバを設置するデータセンターは国内とすること。設置に必要な電源及びネットワーク機器は、導入時点において一般的であり、かつ将来にわたり長期的に利用できる技術等を用いたものであること。
- ④ なお、機器については、導入時型名変更等が生じた場合は、速やかに申し出て発注者の了承を得るものとする。
- ⑤ 賃貸借期間は、令和5年10月1日～令和8年3月31日までとする。

5 調達する新電子計算機器の設置場所

奈良県庁情報管理棟 2 階 奈良市登大路町30番地

奈良県総務部デジタル管理室マシン室内の発注者が指定する既設のサーバーラックに設置すること

6 新電子計算機器の搬入・設置・調整

リース開始時期は令和5年10月1日からとし、リース開始時期までに機器棟の設置・調整、データ移行及び児童扶養手当システム他機器間との接続作業を実施し、上記の調達の目的に沿って問題なく運用できる状態にすること。

搬入・設置期日は、発注者と協議の上、その指示に従うものとする。

機器等の設置及び納品にあたっては、搬入、設置、調整及びこれに付随する作業、部品及び消耗品に要する費用についても負担すること（接続、配線作業も本調達に含めること）。ただし、現在運用中である旧機器等の撤去は、現行の契約業者が行うため、現行の業者と調整の上、機器等の設置を行うこと。

なお、設置については、転倒防止等安全面を考慮すること。

ネットワーク接続は発注者に確認し作業すること。

新電子計算機器において、同システムの導入・設定・動作評価テスト、及び運用ツール等と連携した総合評価テストを計画・実施し新電子計算機器の設定内容の確認及び同システムの動作に問題がないことを確認し、担当者的了承を得ること。新電子計算機器で同システムが動作しないと発注者が判断した場合は、発注者の指示に従い、同システムが完全に稼働するように電子計算機器の設定変更等の対応を行うこと。

新サーバ設定、システム動作確認作業は、下記要件に基づき作業すること。

作業従事者の本県庁舎への入館・入室については、発注者の指示に従い、予め所定の手続をとること。作業時は腕章・身分証明書等を身に付けることにより明確に識別できるように配慮すること。

作業にあたり、個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

機器等設置後の空き箱、保護材等については、県が指示するものを除き、設置者において処分すること。

<作業要件>

(ア) サーバの Oracle バージョン変更に伴い、クライアントの Oracle および（特別）児童扶養手当システムの再インストール作業を行うものとする。なお、クライアント作業は管理者権限のある発注者が対応するため、作業手順書を作成すること。

(イ) 本作業に必要な情報は、事前に発注者に確認すること。

(ウ) 新サーバへの本番移行時は、児童扶養手当システムおよび特別児童扶養手当システムの使用を停止させることができる。ただし、作業期間中は、業務繁忙時期であり停止期間は最小限にし、業務運用に支障をきたさないようにすること。なお、停止時期、期間は担当課に確認すること。

(エ) データ移行に際し、現行システム運用を十分に把握し、業務に支障をきたす事が無いよう注意すること。データ移行作業実施時は、事前に実施作業内容を担当課に説明し承認を得て作業を実施すること。なお、現行システム内容等確認事項については、富士通Japan株式会社）藤原殿に確認すること。連絡先：0742-27-7901

(オ) 新サーバの OS は、Windows Server 2019 とする。

(カ) ウイルス対策ソフト（インストールメディア／ライセンス／保守サポート）については、発注者が準備する。

また、ウイルス対策ソフトのパターンファイル更新は、発注者が指定するウイルス対策ソフトパターンファイル配布サーバから対応できるようにすること。

(キ) OS のアップデートが必要な場合は、サーバセットアップ時の最新アップデートを適用すること。なお、システム稼働後での OS アップデートが必要な場合は、対応内容等別途協議を行うこととする。

(ク) 新サーバ OS の時刻同期対応は、当課から参照可能な NTP サーバを指定するので、それを参照に対応すること。

(ケ) バックアップは、データベースをエクスポートし、サーバ内に履歴退避(31世代管理)するものとする。また、最新データのみ NAS にも退避すること。なお、サーバ全体のバックアップは、イメージバックアップソフトを使用し、NAS に取得する。(7 世代管理)

(コ) 上記要件以外に対応は必要となった場合は、対応内容について、別途協議を行うこと。

<作業内容>

(1)サーバ設定作業

- ① OS 基本設定
- ② WindowsUpdate 適用
- ③ 外字設定テスト
- ④ Oracle インストール
- ⑤ DB 環境作成・テストインポート
- ⑥ 業務システムインストール
- ⑦ 業務システム動作確認
- ⑧ PowerChute インストール・設定・動作確認
- ⑨ Acronis インストール・設定・動作確認
- ⑩ DB バックアップ設定・動作確認
- ⑪ 現サーバから新サーバへのデータ移行
※ネットワーク経由での作業を想定
- ⑫ データインポート
- ⑬ 外字設定
- ⑭ 業務システム動作確認
- ⑮ サーバ再起動確認
- ⑯ バックアップ確認
- ⑰ ウイルス対策ソフトインストール
- ⑱ WindowsUpdate 適用

(2)クライアント

- ① Oracle・業務システム再インストール時の QA 対応
- ② 業務システム動作確認(帳票印刷確認を含む)

(3)納品物について

- ① クライアント設定及び動作確認手順書
- ② 作業報告書

7 保守について

(1) 共通項目

- ① 新電子計算機器を常に良好な状態に保つため、障害やサイバー攻撃発生時の初期対応は、原則として半日以内に対応出来るよう、ハードウェアに精通した保守要員の体制を確保するものであること。

ただし、実際の初期対応・復旧までの対応については、随時発注者と協議の上、発注者の指示に従うものであること。

- ② 機器等の保守点検（定期点検及び交換部品費用を含んだ機器等障害時対応を含む。）に要する費用はリース料金に含めて借入れするので、各々の当該経費を入札価格に含めること。
- なお、保守点検完了後はそれぞれの機器等の保守内容（点検回数、機器清掃、分解点検、動作テストの区分、障害の場合その内容と対応等）を記載した書面（様式は問わない。）を提出すること。
- ③ 保守等作業において、発注者の業務及び稼働中のシステムに影響が予想される場合は、事前に発注者に協議し、発注者の指示に従うこと。
- ④ 奈良県児童扶養手当システムのシステム障害時において、その原因がハードウェアか同システムのアプリケーションによるものかが即時に判別できない場合、発注者、同システム開発受託業者及び同システム保守受託業者の指示に従い、その原因切り分け、復旧に対応すること。

(2) サーバ

- ① 機器等の障害時の対応として、以下の通りであること。
- 曜 日 土日、祝祭日、年末年始を除く月曜日から金曜日
- 時間帯 8:30～17:15
- ② 保守拠点及びその体制は奈良県内もしくはその周辺に有し、そのハードウェアに精通した保守要員を確保すること。
- ③ 対応作業はすべて現地にて行うこと。
- （預かり修理及び機器等保守業者への機器等持ち込み修理は認めない。）
- ④ 予防保守のため、年に一回以上の定期点検（点検回数、機器清掃、分解点検、動作テストの区分等）を行うこと。

(3) その他機器等

- ① 機器等の障害時の対応として、以下の通りであること。
- 曜 日 土日、祝祭日、年末年始を除く月曜日から金曜日
- 時間帯 8:30～17:15
- ② 保守拠点及びその体制は奈良県内もしくはその周辺に有し、そのハードウェアに精通した保守要員を確保すること。
- ③ 対応作業はすべて現地にて行うこと。
- （預かり修理及び機器等保守業者への機器等持ち込み修理は認めない。）

8 秘密保持義務・個人情報保護義務

上記3の業者（従業者を含む）は、いかなる場合においても、賃貸業務の履行中に知り得た情報（業務に関わる事項及び付随する事項、並びに個人情報）に関して秘密保持を厳守すること。

発注者の事前の承諾を得て再委託する場合は、当該再委託業者（従業者を含む）にもこの秘密保持を徹底させること。

9 その他

- ① 本業務の履行に当たり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に別紙「情報セキュリティに係る特記事項」について留意すること。
- ② 契約締結後、速やかに「賃貸借物件一覧表」（様式任意）を提出すること。
- ③ 賃貸借期間（再リース期間を含む）終了後は、機器等を撤去回収するものとし、その費用も負担すること。その際、内蔵する記憶媒体の内容を完全消去し、その作業が完了した旨の証明書を発行すること。

と。

- ④ ソフトウェアは、明確な指定のある場合は指定のものとする。また、ソフトウェアは、指定のあるものを除いて最新のバージョンとする。ただし、OSとの関係等によりソフトウェアが動作しない場合は、同等以上のものと変更できる。また、開発元のサポートが終了したソフトウェアを利用しないこと。
- ⑤ ソフトウェアのマスターディスクが標準添付されていない場合は、1式(1セット)含めること。
- ⑥ 電子計算機器の操作・手引等、機器の操作運用に必要なマニュアルやソフトウェアのマニュアルを添付すること。また、全てのマニュアルは日本語版であること。
- ⑦ 導入後の電子計算機器の運転・操作・運用等について、職員及び児童扶養手当システム(以下「同システム」という)の保守を委託するSE担当者が対応できるように、機器等に熟知した技術員等による説明を行うこと。
- ⑧ 別紙「公契約条例に関する遵守事項」を遵守しなければならない。
- ⑨ 本仕様書に疑義ある場合は、別紙「入札説明書」6の(1)の(エ)に従い発注者に質問し(令和5年6月6日(火)午後3時まで)、その指示を受けること。なお、契約後の本仕様書の解釈は、発注者によるものとする。(必要に応じて、速やかに発注者と協議を行うこと。)

【別紙】(特別)児童扶養手当システムサーバ仕様

1.サーバー式(富士通製PRIMERGY TX1330 M5相当)

項	項目	仕様	備考
1	形状	・タワー型であること	
2	CPU	・Intel社Xeon3.1Hzまたは同等以上のものを1有すること ・内蔵3.5インチベイ、ホットプラグ対応であること	
3	ストレージ	・2TBのハードディスクを2本搭載し、RAID1構成であること ・ディスクについて、データ転送速度はSAS 12Gbps対応で回転数7200rpm以上のものであること	
4	メモリ	・容量は8GB以上を有し、スロット数は4以上有すること	
5	光学ドライブ	・DVD-ROM装置を内蔵すること	
6	ネットワーク	・1000BASE-T、100BASE-TX、10BASE-Tを1ポート以上有すること	
7	インターフェース	・外部接続可能なUSBインターフェースを標準で8ポート以上搭載していること	
8	電源ユニット	・300W電源ユニット1ユニット有すること	
9	バックアップ装置	・ハードウェアRAID搭載 ・USB接続可能であること	
10	無停電電源装置	・Smart-UPS相当で容量は750VA以上であること。 ・停電時に本サーバ系機器がオートシャットダウンを行える機能を有すること ・その機能にソフトウェアが必要となる場合はそのソフトウェアも添付またはインストールされていること。 ・サーバとの接続ケーブルが必要となる場合は添付すること	
11	OS	・Windows Server 2019 Standardがインストールされていること Windows Server 2022 Standardのダウングレード対応も可とする ・クライアントライセンス7以上添付すること	
12	信頼性	・ミラーリングによる障害対応機能を有していること ・ファン故障や周囲温度の上昇時、サーバ内部温度を低下させる機能を有していること	
13	キーボード・マウス	・USB接続、109型キーボード、マウスを1つ添付すること	
14	ディスプレイ	・17インチ以上の液晶ディスプレイを1つ添付すること ・解像度は1280 × 1024ドット以上であること	
15	省電力	・最大消費電力(カタログ記載)が280W以下であること。 ・エネルギー消費効率が11.8以下であること	
16	グリーン購入関係	・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(以下「グリーン購入法」という及び「奈良県庁グリーン購入調達方針」別添一覧「5 OA機器」の判断基準に合致していること。	

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（収集の制限）

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（特定個人情報等の持ち出しの禁止）

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た特定個人情報等を事業所内から持ち出してはならない。

（漏えい、滅失及びき損の防止）

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（従事者の監督及び教育）

第7 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第8 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託における条件)

第 9 乙は、甲の許諾を得た場合に限り、この契約による事務の全部又は一部を第三者に再委託をすることができる。

(資料等の返還等)

第 10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化)

第 11 乙は、その従業者に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、必要最小限の従業者に限るとともに、特定個人情報等を取り扱う従業者及びその取り扱う特定個人情報の範囲を明確にするものとする。

(取扱状況等についての指示等)

第 12 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及びこの契約の遵守状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第 13 乙は、個人情報の漏えい等その他のこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、必要な調査、再発防止のための措置等について甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第 14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注 1 「甲」は「実施機関」を、「乙」は「受託者」をいう。

2 本契約に同様の規定がある場合は、この個人情報取扱特記事項から削除するものとする。

3 委託事務の実態に即して、不要な事項を削除し(上記 2 に掲げる場合を除く。)、適宜必要な事項を追加し、又は記載事項を変更しようとする場合は、法務文書課県政情報公開係と協議すること。

別紙

情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること

記

(認定・認証制度の適用)

第1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していることを明示すること

(情報へのアクセス範囲等)

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること（どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること）

(再委託先の情報セキュリティ)

第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること（再委託先が ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること）を明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第5 インターネットメール送信時には、送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること。また、外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用する OS やソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第 8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第 9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第 10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第 11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

<別 紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。